

山武市公民館貸館基準

R6年3月現在

1. サークル・地域団体関係（社会教育法第23条第1項第1号）

使用内容	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①会員の総意に基づいた運営をされる団体	○		会費：経費の総額を人数割りした金額
②講師が一方的に会費や内容を決める団体		○	月謝：会員数が変動しても一律の金額(私塾と判断)
③作品販売	○		ただし、営利を目的としない材料費相当分の価格設定の場合
④体験会等での材料費徴収	○		材料費相当としての料金の場合
⑤発表会等での料金の徴収	○		ただし、営利を目的としないと判断がされる場合

1. 営利関係（社会教育法第23条第1項第1号）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①商店や会社等が商品を直接販売する場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当
②商店や会社等が商品を直接販売しないが、展示・注文・実演を行う場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当
③社内会議（販売会議）及それに類するものを行う場合		○	販売行為はないが、間接的に営利を目的とした行為を支援することに該当

④社員・店員等の研修を行う場合	○		但し、社会人としての知識教養の向上のための研修に限る
⑤社員等の福利厚生事業に使用する場合	○		但し、福利厚生・健康増進につながるものに限る
⑥入社（採用）試験会場として使用する場合		○	直接的に営利につながらないが、会社の宣伝行為となるため
⑦会社説明会の会場として使用する場合		○	直接的に営利につながらないが、会社の宣伝行為となるため
⑧商店や会社等が地域振興につながる事業を行う場合	○		但し、公益性があり、地域振興に資する場合に限る
⑨商店や会社等が館内にポスター等を掲示する場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当するため 但し、公益的な内容で館長が特に認めた場合は使用できる
⑩会社等が社会教育及び社会福祉に関する事業を行う場合	○		但し、公益性があるものに限る
⑪塾等の経営者が、日常の事業活動として使用する場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当
⑫塾等の経営者が、発表会・展示会に使用する場合		○	直接的に営利目的とはならないが、宣伝行為に該当
⑬塾等の経営者が、技能検定試験及び昇段試験等の会場として使用する場合		○	営利を目的とした行為を支援することに該当
⑭即売会、バザー等の会場として使用する場合	○		但し、教育、福祉関係団体で営利を目的としない場合に限る

2. 政治関係（社会教育法第23条第1項第2号）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	

①特定政党構成員の研修・会議の集会	○		勧誘、宣伝などの行為がないかを確認する
②政党の運営にかかわる事務作業 (文書発送作業、講演会加入受付、スタッフ募集受付)		○	社会教育法第20条の「公民館の目的」に該当しないため
③一般市民が対象の講演会	○		但し、講演内容に勧誘、宣伝などの行為がないこと
④市政報告会、県政報告会、国政報告会	○		勧誘、宣伝などの行為がないかを確認する
⑤公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者の使用	○		但し、選挙管理委員会の指示により可否を決定する (看板ポスター等掲示させる必要あり)
⑥後援会、励ます会等の特定の候補者に係る集会	○		勧誘、宣伝などの行為がないかを確認する

3. 宗教関係（社会教育法第23条第2項）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①宗教行事、宗教行為を行う場合		○	※地域の伝統行事(祭り)、習俗化された行事(クリスマス会等)は除く
②布教活動、宣伝行為、勧誘行為、チラシ配布		○	宗教的な公立性に抵触するため
③冠婚葬祭の会場として使用する場合		○	社会教育法第20条の「公民館の目的」に該当しないため
④社会教育団体として、一般教養的な宗教に関する学習会を行う場合	○		但し、学習内容に上記①、②が含まれていないこと

4. その他（社会教育団体・学習活動団体他）（社会教育法第20条・第22条）

使用目的	使用の可否		使用の条件及び許可・不許可の理由
	可	不可	
①教育、福祉団体、官公署等の団体等が、事業を行うために利用する場合	○		社会教育や社会福祉に関する事業及び公共の福祉を目的とした事業を行う団体であるため
②上記①以外の各種機関・団体（NPO法人等）が教育・福祉に関する事業を行うために利用する場合	○		但し、公益性があるものに限る
③生活協同組合、農業協同組合、商工会、観光協会等が利用する場合	○		但し、物品販売及びあっせん行為を行わないと認められる場合に限る
④市外団体の利用	○		公益性があるものに限る
⑤市外の教育、福祉団体、官公署等の団体等が、事業を行うために利用する場合	○		社会教育や社会福祉に関する事業及び公共の福祉を目的とした事業を行う団体であるため
⑥労働組合の学習・集会で利用する場合	○		公益性があるものに限る
⑦個人での利用		○	原則として、個人で使用することはできない
⑧少人数での利用	○		原則5名以上とする 但し、公益的な活動で館長が特に認めた場合は使用できる
⑨未成年だけでの利用	○		但し、中学生未満については、成人が同伴すること
⑩地域における芸術文化の場としての利用	○		但し、行う事業内容によって可否を判断する

⑪音が大きい楽器の練習会場として利用する場合		○	防音設備がなく、周囲への騒音問題となるため
------------------------	--	---	-----------------------

順守事項

1. 許可なく看板類の設置、ビラ貼り及び配布等を行わないこと。
2. 許可された部屋及び使用時間を守ること。
3. 使用時間を延長する場合は、必ず事前に館長の許可を得ること。
4. 施設・設備及び備品等を亡失若しくは破損したときは、速やかに館長に届け出ること。
5. 施設を許可された目的以外に使用しないこと。
6. 他の利用者の妨げになる行為は、行わないこと。
7. 施設の職員の指示に従うこと。